

## 別紙－１（第４条関係）

### 埼玉県公共基準点使用条件

1. 公共基準点の使用にあたっては、使用者は道路管理者（各県土整備事務所）及び立ち入る施設の管理者に、あらかじめ作業目的、作業期間、連絡先等の説明をし、承諾を得ること。
2. 施設内への立ち入りは、日曜祝祭日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、立ち入る施設の管理者から指定された場合はそれに従うこと。
3. 使用者は、公共基準点の使用時には「埼玉県公共基準点使用承認書」（様式－２）を常時携帯すること。
4. 使用にあたっては、公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺についても汚さないよう注意すること。
5. マンホールの開閉に際しては、蓋を閉めるときは蓋受けの土砂を清掃し、蓋が浮かないよう確認すること。また、一時的に基準点から離れる場合は、その都度蓋を閉じること。
6. 公共基準点本体及び立ち入り施設等に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。
7. 使用者は、測量標及びその周辺に異常を認めた場合や、測量標付近に工事の予定がある場合は、すみやかに基準点管理者に連絡すること。
8. 使用者は、当該測量の位置の精度を確保するため、必要に応じて使用する公共基準点の点検測量を実施すること。
9. 使用者は、測量標の使用を完了したときは、速やかに「埼玉県公共基準点使用報告書」（様式－３）を基準点管理者に提出すること。